

会館使用上の遵守事項

会館の使用につきましては、下記の事項を遵守してください。

記

1. 会館会議室使用申込書に偽りの記載をしないこと。
2. 使用許可の条件(遵守事項)又は目的に違反しないこと。
3. 会館の施設又は設備を破損しないこと。
4. 公益又は公安を害し、もしくは風俗をびん乱するおそれのある行為をしないこと。
5. 宗教・政治関係の会合等を行わないこと。
6. 暴力排除の趣旨に反しないこと。
7. 許可を受けることなく、会館や会館敷地内で物品等の販売・紹介・宣伝若しくは展示又は金品の寄付募集等を行わないこと。
8. 使用承認後の使用内容の変更または、使用权を他のものに転貸譲渡することは認めないものとする。
9. 使用後の後始末は、使用責任者において行うこと。(机・椅子の片付け、消灯確認、ゴミの持ち帰り等)
10. 管理運営上支障がないようにすること。
11. 会館使用料は使用日の前日までに納入すること。
12. その他不適當な行為をしないこと。

* 上記遵守事項に反すると判断した場合は、会館使用を停止または使用の許可を取り消しさせていただきます。また、今後の会館使用もお断りさせていただきます。会場使用料につきましてもご返金できない場合がございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

* 当会館は、昭和55年当時の建築基準法に基づき建設された建物です。